

北杜市介護用品支給事業について

令和6年4月1日～

この事業は在宅の要介護高齢者を介護している家族等に対して介護用品を支給することにより、介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、もって老人福祉の増進を図ることを目的としています。

1 申請要件、限度額、補助率

(1)申請者

北杜市内に住所を有し、要介護高齢者の介護をしている家族
(市内に家族がいない場合のみ、本人の申請を認めます)

(2)申請要件

市内に住所を有し、かつ、市内に居住し介護用品を使用している65歳以上の要介護高齢者のうち、要介護高齢者の市民税が非課税であり、介護認定を受け、次表に掲げる要件を満たす者。

支給対象区分	支給限度額	補助率
要介護4又は要介護5に認定されている者（非課税世帯）	月額6,000円	9/10
要介護4又は要介護5に認定されている者 (世帯員課税または申請者と申請者の世帯員課税) ※令和3年4月より追加区分	月額6,000円 ※年間上限あり 60,000円まで	※10円未満切り捨て (自己負担)
介護認定調査票における排尿又は排便が「全介助」の者	月額4,000円	※1/10は自己負担となります。
介護認定調査票における排尿又は排便が「一部介助」の者	月額2,000円	

※『介護認定を受けていない方』『介護認定調査票における排尿又は排便が「見守り」「介助されていない」となっている方』は、支給対象となりません。

※国の「地域支援事業の実施について」の一部改正に伴い、令和3年4月から世帯員課税または、申請者と申請者の世帯員が課税の支給対象者に対しては、年間60,000円の上限が付きます。超過した分は全額自己負担となります。

(3)申請場所

〒408-8511 北杜市高根町村山北割3261(高根総合支所内)

北杜市 福祉保健部 介護支援課 包括支援担当 (北杜市地域包括支援センター)

【郵送可】

(4)申請書類

◎北杜市介護用品支給申請書(様式第1号) 1部

※申請書の記載方法については、別紙「記入例」を参考に記入漏れのないようにご提出ください。

◎介護用品支給事業に伴う個人情報調査同意書 1部

2 指定事業者の選択

指定事業者は、次表の2社になります。

各指定事業者の取扱介護用品一覧表(別紙カタログ)を参考に、希望する指定事業者を1社選定してください。

No.	指定事業所名	支給地域
1	有限会社 グット케어	明野町・武川町
2	株式会社 介護センター花岡 甲府店	市内全域

※「株式会社クスリのサンロード」については、R6年4月より指定事業者から撤退となりました。

※指定事業者を変更したい場合は、再度申請が必要となります。

3 介護用品の支給について

■介護用品支給の流れ

1 支給決定通知が届いたのち、商品を発注

選択した指定事業者が取り扱う登録介護用品(カタログ参照)の中から、希望する介護用品を選択し、月1回まで指定事業者に直接お申込みください。

2 商品納入 納入時、自己負担額の支払い・受領印の押印

介護用品の支給は、指定事業者が配達いたします。申請者または、要介護高齢者の自宅で受け取り、介護用品の受け取りの際は、自己負担分を支払の上、必ず受領印を押印し介護用品を受け取ってください。

◇注意事項

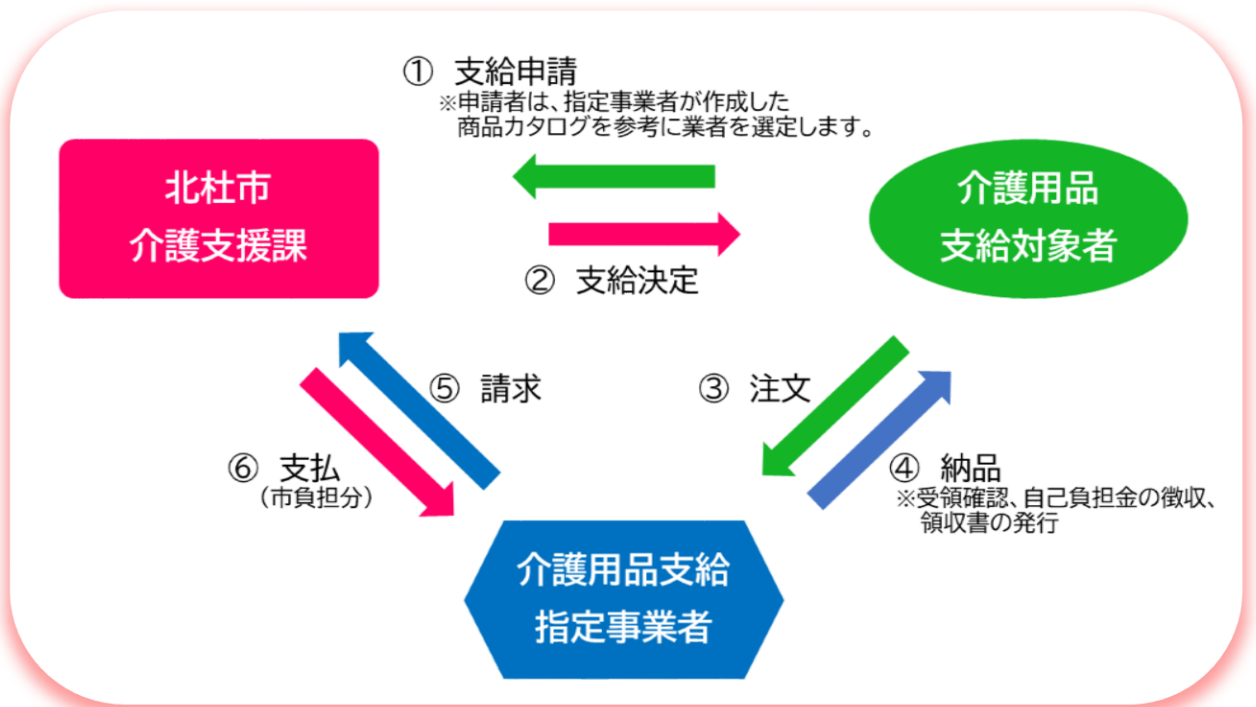
・介護用品支給事業で支給された介護用品は、対象者の在宅での生活時のみ使用 できます。

・定期的な配達はいたしません。毎月、介護用品が必要になった際に、指定事業者へ直接連絡し、必要数注文をしてください。

・支給限度額を超えた分は、全額自己負担となります。

※自己負担例:限度額2,000円の支給対象者が3,000円分購入した場合

3,000円-1,800円(限度額9割分)=1,200円 自己負担額は、1,200円



4 支給の中止・停止・支給決定の取消しについて

〈中止・停止となる場合〉

- ・要介護高齢者の状況が【表1】に該当した場合《中止》
- ・入院中や短期入所中(ショートステイ等)は、介護用品は支給できません。《停止》
(1ヶ月に3週間以上自宅以外で過ごす場合は、指定事業所または介護支援課に連絡をしてください。在宅に戻られた際には指定事業所または介護支援課へ連絡をし、再開してください。)

〈取消しとなる場合〉

- ・支給決定後に市民税が課税等申請要件を満たさなくなった場合は、満たさなくなった月より支給決定は取消しとなり、支給は出来なくなります。(介護認定区分変更時にご注意ください)

5 北杜市介護用品支給決定変更届出書の提出について

介護認定の区分変更及び更新の際は、申請事項に変更が生じる場合がありますので、介護支援課包括支援担当へ必ずご連絡ください。

届出書を提出せず、不正に支給を受けた場合、実費相当額を返還していただきます。

北杜市介護用品支給決定変更届出書(様式第3号)の提出が必要となるケース【表1】

要介護高齢者の状況	内容
要介護度や介護認定調査票の内容が変更となり、支給限度額が変更となる場合	支給限度額の変更
介護認定の区分変更及び更新の際、介護認定調査票における排尿又は排便が「見守り」又は「介助されていない」となった場合	支給の中止
要介護高齢者が1ヶ月以上自宅を空ける場合(※1) (ロングステイや市外へ一時的に居住等)	支給の中止
要介護高齢者が自宅に戻った場合(※1)	支給の再開
要介護高齢者が施設(老人保健施設、特別養護老人ホーム等)に入所された場合	支給の中止
要介護高齢者が施設(老人保健施設、特別養護老人ホーム等)を退所された場合	支給の再開
要介護高齢者の実居住地が北杜市外に変わった場合	支給の中止
要介護高齢者が転出した場合	支給の中止
要介護高齢者が死亡した場合	支給の中止
要介護高齢者に市民税が課税された場合	支給の中止

※1変更届に関する様式につきましては、市ホームページまたは介護支援課包括支援担当へお問い合わせください。

※届出書を提出せず、支給を受けた場合、実費相当額を返還していただきます。

6 現況届の提出について

支給決定対象者は、毎年6月頃に発送される現況届の提出が必ず必要となります。様式等に関してはこちらから通知します。

7 問い合わせ先

北杜市 福祉保健部 介護支援課 包括支援担当(北杜市地域包括支援センター)
TEL 0551-42-1336 FAX 0551-47-4510

介護用品支給事業 チェックリスト

北杜市介護用品支給事業の対象者となるか、以下のチェックリストにて確認してください。

◆ **対象者(介護用品を使用する者)** ※該当する項目へチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	65歳以上であり、介護用品を使用している
<input type="checkbox"/>	北杜市に住所がある
<input type="checkbox"/>	北杜市に居住している ※入院中・ショートステイ利用中・ロングステイ利用中・施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設等)に入所している場合は、対象外です。 なお、退院・退所後の利用希望の場合は、可能です。
<input type="checkbox"/>	要介護高齢者(対象者)の市民税が非課税 ※市県民税の申告について 申告されていない場合は、北杜市税務課へ市・県民税の申告をした後、申請してください。また、「支給対象者区分」によっては、世帯員全員の市・県民税の申告が必要となります。
<input type="checkbox"/>	要介護認定を受けている ※要支援1～要介護5までの有効期限内の要介護認定を受けていること
<input type="checkbox"/>	介護認定調査票における排尿又は排便が「全介助」または「一部介助」の者 ※介護認定調査票における排尿又は排便が、「見守り」「介助されていない」となっている方は、対象外です。

上記の表のチェックリストのうち、一つでも該当しない場合は、申請要件を満たしていません。

不明な場合は、介護支援課包括支援担当にお問い合わせください。

◆ **支給対象区分** ※対象区分によって、支給限度額が変わります。

支給対象区分	支給限度額	補助率
要介護4、又は要介護5に認定されている者 (非課税世帯)	月額 6,000円	$\frac{9}{10}$
要介護4、又は要介護5に認定されている者 (世帯員課税または申請者と申請者の世帯員課税)	月額 6,000円 ※1,※2 年間上限あり 60,000円まで	※10円未満 切り捨て (自己負担)
介護認定調査票における排尿又は排便が 「全介助」の者	月額 4,000円	$\frac{1}{10}$ は自己負担
介護認定調査票における排尿又は排便が 「一部介助」の者	月額 2,000円	となります。

※1 月の支給限度額や、年間上限を超えた場合は、すべて自己負担となります。

※2 令和3年4月から支給対象者区分が追加されました。世帯員課税または、申請者と申請者の世帯員が課税の支給対象者に対しては、年間60,000円の上限です。

※3 支給限度額以下の発注金額の場合も、1割は自己負担となります。